

第20号議案

大田区産業連携支援施設条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

大田区産業連携支援施設のうち、産学連携施設を令和3年5月31日をもって廃止するため。

2 改正内容

別紙新旧対照表のとおり

3 施行年月日

令和3年6月1日

大田区産業連携支援施設条例（平成 17 年条例第 84 号）新旧対照表

新	旧										
<p>○大田区産業連携支援施設条例</p> <p>平成 17 年 12 月 22 日 条例第 84 号</p> <p>改正 平成 21 年 3 月 16 日第 14 号 改正 令和 3 年 月 日第 号</p>	<p>○大田区産業連携支援施設条例</p> <p>平成 17 年 12 月 22 日 条例第 84 号</p> <p>改正 平成 21 年 3 月 16 日第 14 号</p>										
<p>第 1 条 （略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 連携支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）</td> <td>大田区南六郷三丁目 15 番 10 号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>（削除）</u></p> <p>（施設）</p> <p>第 3 条 創造支援施設には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 研究室</p> <p>（2） 駐車場</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>（使用資格）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>	名称	位置	大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）	大田区南六郷三丁目 15 番 10 号	<p>第 1 条 （略）</p> <p>（名称及び位置）</p> <p>第 2 条 連携支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）</td> <td>大田区南六郷三丁目 15 番 10 号</td> </tr> <tr> <td><u>大田区産学連携施設（以下「産学連携施設」という。）</u></td> <td><u>大田区蒲田二丁目 10 番 1 号</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>（施設）</p> <p>第 3 条 創造支援施設には、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>（1） 研究室</p> <p>（2） 駐車場</p> <p><u>2 産学連携施設には、次に掲げる施設を設ける。</u></p> <p><u>（1） オフィス</u></p> <p><u>（2） スモールオフィス</u></p> <p><u>（3） 駐車場</u></p> <p>（使用資格）</p> <p>第 4 条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p><u>3 オフィスを使用しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</u></p> <p><u>（1） 中小企業基本法第 2 条第 1 項第 1 号に規</u></p>	名称	位置	大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）	大田区南六郷三丁目 15 番 10 号	<u>大田区産学連携施設（以下「産学連携施設」という。）</u>	<u>大田区蒲田二丁目 10 番 1 号</u>
名称	位置										
大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）	大田区南六郷三丁目 15 番 10 号										
名称	位置										
大田区新産業創造支援施設（以下「創造支援施設」という。）	大田区南六郷三丁目 15 番 10 号										
<u>大田区産学連携施設（以下「産学連携施設」という。）</u>	<u>大田区蒲田二丁目 10 番 1 号</u>										

新	旧
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(使用者の募集方法)</p> <p>第5条 区長は、研究室_____</p> <p>_____</p> <p>の使用者を公募するものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第6条 <u>研究室</u>を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>使用予定者</u>の決定)</p> <p>第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、規則で定めるところにより、事業計画等を審査し、当該申請者のうちから<u>使用予定者</u>_____</p> <p>_____として決定する。</p>	<p><u>定する中小企業者であること。</u></p> <p><u>(2) 学術機関等と連携して活動を行っていること。</u></p> <p><u>(3) 新製品又は新技術の実用化を目的とした研究開発事業に取り組んでいること。</u></p> <p><u>(4) その他規則で定める要件</u></p> <p><u>4 スモールオフィスを使用しようとする者は、次に掲げる要件を備えていなければならない。</u></p> <p><u>(1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者(同項に規定する中小企業者として事業を営む予定のものを含む。)であること。</u></p> <p><u>(2) 学術機関等と連携し、具体的な事業計画を有していること。</u></p> <p><u>(3) スモールオフィスを活動の拠点とすること。</u></p> <p><u>(4) その他規則で定める要件</u></p> <p><u>5 前2項に定めるもののほか、オフィス及びスモールオフィスは、規則で定める要件を備える学術機関等に使用させることができる。</u></p> <p>(使用者の募集方法)</p> <p>第5条 区長は、研究室、<u>オフィス及びスモールオフィス(以下「研究室等」という。)</u>の使用者を公募するものとする。</p> <p>(使用の申請)</p> <p>第6条 <u>研究室等</u>を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請し、その許可を受けなければならない。</p> <p>(<u>使用予定者等</u>の決定)</p> <p>第7条 区長は、前条の申請を受けたときは、規則で定めるところにより、事業計画等を審査し、当該申請者のうちから<u>研究室及びオフィスについては使用予定者として、スモールオフィスについては使用者</u>として決定する。</p>

新	旧
<p>(補欠者の登録)</p> <p>第8条 区長は、前条の規定に基づき使用予定者_____を決定する場合において、併せて必要と認める数の補欠者及びその順位を決定する。</p> <p>2 区長は、前項の補欠者について、前条の規定により決定した<u>使用予定者が研究室</u>の使用を開始するまでの間登録する。</p> <p>3 区長は、前条の規定により決定した使用予定者_____が辞退等により<u>研究室</u>の使用を開始しなかったときは、補欠者のうちからその順位に従い、新たに使用予定者_____を決定する。</p> <p>(研究室_____の使用手続)</p> <p>第9条 第7条又は前条第3項の規定により研究室_____の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに保証金として使用料3月分に相当する金額を納付しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定により保証金を納付した者を<u>研究室の</u>使用者として決定する。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第10条 研究室の使用期間は、8年以内とする。ただし、区長が相当の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲内で使用期間を延長することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第11条及び第12条 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p>	<p>(補欠者の登録)</p> <p>第8条 区長は、前条の規定に基づき使用予定者<u>又は使用者</u>を決定する場合において、併せて必要と認める数の補欠者及びその順位を決定する。</p> <p>2 区長は、前項の補欠者について、前条の規定により決定した<u>使用予定者又は使用者が研究室等</u>の使用を開始するまでの間登録する。</p> <p>3 区長は、前条の規定により決定した使用予定者<u>又は使用者</u>が辞退等により<u>研究室等</u>の使用を開始しなかったときは、補欠者のうちからその順位に従い、新たに使用予定者<u>又は使用者</u>を決定する。</p> <p>(研究室<u>及びオフィス</u>の使用手続)</p> <p>第9条 第7条又は前条第3項の規定により研究室<u>及びオフィス</u>の使用予定者として決定された者は、区長が指定する日までに保証金として使用料3月分に相当する金額を納付しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定により保証金を納付した者を<u>研究室及びオフィスのそれぞれ</u>使用者として決定する。</p> <p>(使用期間)</p> <p>第10条 研究室の使用期間は、8年以内とする。ただし、区長が相当の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲内で使用期間を延長することができる。</p> <p><u>2 オフィスの使用期間は、5年以内とする。</u></p> <p><u>3 スモールオフィスの使用期間は、1年以内とする。ただし、区長は、審査の上、引き続き使用する必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、1回につき1年を超えない範囲内で2回まで使用期間を延長することができる。</u></p> <p>第11条及び第12条 (略)</p> <p>(使用料の徴収)</p>

新	旧
<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する日又は<u>研究室</u>を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第14条 区長は、使用者の責めに帰すべき事由によらないで<u>研究室</u>を使用することができないときその他規則に定める事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第15条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 研究室_____で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料</p> <p>(2) <u>研究室</u>の使用に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用</p> <p>第16条及び第17条 (略)</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第18条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により<u>研究室</u>を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(許可事項)</p> <p>第20条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>事前に</u>区長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画を変更しようとするとき。</p>	<p>第13条 (略)</p> <p>2 前項に規定する日又は<u>研究室等</u>を立ち退いた日が月の中途である場合のその月の使用料は、規則で定めるところにより日割りにより徴収する。</p> <p>3 (略)</p> <p>(使用料の減免等)</p> <p>第14条 区長は、使用者の責めに帰すべき事由によらないで<u>研究室等</u>を使用することができないときその他規則に定める事由に該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減額し、若しくは免除し、又は使用料の徴収を猶予することができる。</p> <p>(費用負担)</p> <p>第15条 次に掲げる費用は、使用者の負担とする。ただし、区長が特に必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(1) 研究室<u>又はオフィス</u>で使用する電気、ガス及び上下水道の使用料</p> <p>(2) <u>研究室等</u>の使用に伴い発生する廃棄物の処理に要する費用</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が指定する費用</p> <p>第16条及び第17条 (略)</p> <p>(使用権の承継)</p> <p>第18条 区長は、前条の規定にかかわらず、相続、合併等により<u>研究室等</u>を使用する権利を承継する必要があると認めるときは、これを許可することができる。</p> <p>第19条 (略)</p> <p>(許可事項)</p> <p>第20条 使用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、_____区長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 事業計画を変更しようとするとき。</p>

新	旧
<p>(2) 1月以上<u>研究室</u>を使用しないとき。</p> <p>(3) <u>研究室に内装等造作の変更</u>を加えようとするとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。</p>	<p>(2) 1月以上<u>研究室等</u>を使用しないとき。</p> <p>(3) <u>研究室等に模様替えその他の工作</u>を加えようとするとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事由に該当するとき。</p>
<p>(返還)</p>	<p>(返還)</p>
<p>第21条 使用者は、<u>研究室</u>を返還しようとするときは、返還しようとする日の2月前までに返還届を区長に提出しなければならない。</p>	<p>第21条 使用者は、<u>研究室等</u>を返還しようとするときは、返還しようとする日の2月前までに返還届を区長に提出しなければならない。</p>
<p>2 使用者は、<u>研究室</u>を返還するときは、使用者の負担で原状に回復しなければならない。</p>	<p>2 使用者は、<u>研究室等</u>を返還するときは、使用者の負担で原状に回復しなければならない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(明渡し等)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(明渡し等)</p>
<p>第22条 (略)</p>	<p>第22条 (略)</p>
<p>2 使用者は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、区長が指定する日までに、<u>研究室</u>を原状に回復した上で明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。</p>	<p>2 使用者は、前項の規定による明渡しの請求を受けたときは、区長が指定する日までに、<u>研究室等</u>を原状に回復した上で明け渡さなければならない。この場合において、当該使用者は、区長に対して損害賠償その他の請求をすることができない。</p>
<p>3 (略)</p> <p>(保証金の還付)</p>	<p>3 (略)</p> <p>(保証金の還付)</p>
<p>第23条 保証金は、前2条に規定する<u>研究室</u>の返還又は使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料又は原状回復に要する費用若しくは賠償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。</p>	<p>第23条 保証金は、前2条に規定する<u>研究室及びオフィス</u>の返還又は使用許可の取消し若しくは明渡しの際、これを還付する。ただし、未納の使用料又は原状回復に要する費用若しくは賠償金等があるときは、保証金のうちからこれを控除する。</p>
<p>2及び3 (略)</p> <p>(検査)</p>	<p>2及び3 (略)</p> <p>(検査)</p>
<p>第24条 区長は、<u>研究室</u>の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に<u>研究室</u>の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。</p>	<p>第24条 区長は、<u>研究室等</u>の管理上必要があると認めるときは、区職員のうちから区長が指定した者に<u>研究室等</u>の検査をさせ、又は使用者に対して必要な指示をさせることができる。</p>

新	旧																																																				
<p>2 前項の検査において、現に使用している<u>研究室</u>に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第25条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、連携支援施設の管理を行わせることができる。</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>施設</u>の使用に関する業務</p> <p>(2) <u>施設</u>の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、連携支援施設の運営に関して区長が必要と認める業務</p> <p>第28条及び第29条 (略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(1) 研究室使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室番号</th> <th>面積</th> <th>入居期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">101号</td> <td rowspan="3">87.76平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 82,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 115,000円</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>月額 164,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">102号</td> <td rowspan="3">141.00平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 132,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 185,000円</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>月額 264,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">201号</td> <td rowspan="2">213.93平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 125,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 174,000円</td> </tr> </tbody> </table>	室番号	面積	入居期間	使用料	101号	87.76平方メートル	2年以内	月額 82,000円	2年超5年以内	月額 115,000円	5年超	月額 164,000円	102号	141.00平方メートル	2年以内	月額 132,000円	2年超5年以内	月額 185,000円	5年超	月額 264,000円	201号	213.93平方メートル	2年以内	月額 125,000円	2年超5年以内	月額 174,000円	<p>2 前項の検査において、現に使用している<u>研究室等</u>に立ち入るときは、あらかじめ使用者の承諾を得なければならない。ただし、区長が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第25条 区長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって次条の規定により指定するもの(以下「指定管理者」という。)に、連携支援施設の管理を行わせることができる。</p> <p>第26条 (略)</p> <p>(指定管理者が行う業務の範囲)</p> <p>第27条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1) <u>施設等</u>の使用に関する業務</p> <p>(2) <u>施設等</u>の維持及び修繕に関する業務</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、連携支援施設の運営に関して区長が必要と認める業務</p> <p>第28条及び第29条 (略)</p> <p>別表(第12条関係)</p> <p><u>(1) 創造支援施設</u></p> <p><u>ア 研究室使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室番号</th> <th>面積</th> <th>入居期間</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">101号</td> <td rowspan="3">87.76平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 82,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 115,000円</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>月額 164,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">102号</td> <td rowspan="3">141.00平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 132,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 185,000円</td> </tr> <tr> <td>5年超</td> <td>月額 264,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">201号</td> <td rowspan="2">213.93平方メートル</td> <td>2年以内</td> <td>月額 125,000円</td> </tr> <tr> <td>2年超5年以内</td> <td>月額 174,000円</td> </tr> </tbody> </table>	室番号	面積	入居期間	使用料	101号	87.76平方メートル	2年以内	月額 82,000円	2年超5年以内	月額 115,000円	5年超	月額 164,000円	102号	141.00平方メートル	2年以内	月額 132,000円	2年超5年以内	月額 185,000円	5年超	月額 264,000円	201号	213.93平方メートル	2年以内	月額 125,000円	2年超5年以内	月額 174,000円
室番号	面積	入居期間	使用料																																																		
101号	87.76平方メートル	2年以内	月額 82,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 115,000円																																																		
		5年超	月額 164,000円																																																		
102号	141.00平方メートル	2年以内	月額 132,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 185,000円																																																		
		5年超	月額 264,000円																																																		
201号	213.93平方メートル	2年以内	月額 125,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 174,000円																																																		
室番号	面積	入居期間	使用料																																																		
101号	87.76平方メートル	2年以内	月額 82,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 115,000円																																																		
		5年超	月額 164,000円																																																		
102号	141.00平方メートル	2年以内	月額 132,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 185,000円																																																		
		5年超	月額 264,000円																																																		
201号	213.93平方メートル	2年以内	月額 125,000円																																																		
		2年超5年以内	月額 174,000円																																																		

新				旧																											
		年以内				年以内																									
		5年超	月額 249,000円			5年超	月額 249,000円																								
<p><u>(2) 駐車場使用料</u></p> <p>1台月額 5,000円</p> <p><u>(削除)</u></p>				<p><u>イ 駐車場使用料</u></p> <p>1台月額 5,000円</p> <p><u>(2) 産学連携施設</u></p> <p><u>ア オフィス使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室番号</th> <th>面積</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101号</td> <td>32.00平方メートル</td> <td>月額 51,600円</td> </tr> <tr> <td>102号</td> <td>130.00平方メートル</td> <td>月額 209,800円</td> </tr> <tr> <td>103号</td> <td>32.00平方メートル</td> <td>月額 51,600円</td> </tr> <tr> <td>104号～106号、201号～207号</td> <td>64.00平方メートル</td> <td>月額 103,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>イ スモールオフィス使用料</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>室</th> <th>面積</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>32.00平方メートル</td> <td>月額 20,000円</td> </tr> <tr> <td>B～D</td> <td>16.00平方メートル</td> <td>月額 10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>ウ 駐車場使用料</u></p> <p>1台月額 5,000円</p>				室番号	面積	使用料	101号	32.00平方メートル	月額 51,600円	102号	130.00平方メートル	月額 209,800円	103号	32.00平方メートル	月額 51,600円	104号～106号、201号～207号	64.00平方メートル	月額 103,300円	室	面積	使用料	A	32.00平方メートル	月額 20,000円	B～D	16.00平方メートル	月額 10,000円
室番号	面積	使用料																													
101号	32.00平方メートル	月額 51,600円																													
102号	130.00平方メートル	月額 209,800円																													
103号	32.00平方メートル	月額 51,600円																													
104号～106号、201号～207号	64.00平方メートル	月額 103,300円																													
室	面積	使用料																													
A	32.00平方メートル	月額 20,000円																													
B～D	16.00平方メートル	月額 10,000円																													
<p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、令和3年6月1日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、公布の日から施行する。</u></p>																															